

令和6年度補正
再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース導入支援等
事業費補助金
DRリソース導入のための業務産業用蓄電システム等導入支援事業
再生可能エネルギー電源併設型蓄電システム導入支援事業

公 募 要 領

2025年3月

補助金を申請及び受給される皆様へ

一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下「SII」という。）が取り扱う補助金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、SIIとしても厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）」、及びSIIが定める「再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース導入支援等事業費補助金（DRリソース導入のための業務産業用蓄電システム等導入支援事業）交付規程（以下「交付規程」という。）」をよくご理解の上、また下記の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

- ① 補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、SIIとして、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
なお、事業に係る取引先（請負先、委託先以降も含む）に対して、不明瞭な点が確認された場合、補助金の受給者立ち会いのもとに必要な応じ現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。
- ③ ②の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額をSIIに返還していただき、当該金額を国庫に返納します。また、SIIから新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
- ④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第33条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続きを行うこととください。
- ⑤ SIIから補助金の交付決定を通知する前に、既に発注等を完了させた事業等については、補助金の交付対象とはなりません。
- ⑥ 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません（補助事業の実施体制が何重であっても同様。）。
- ⑦ 補助金で取得、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、当該取得財産等の処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等についてSIIの承認を受けなければなりません。また、その際補助金の返還が発生する場合があります。
なお、SIIは、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
※ 処分制限期間とは、導入した機器等の法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める年数）の期間をいう。（以下同じ）
※ 処分とは、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいう。
- ⑧ 補助事業に係る資料（申請書類、SII発行文書、経理に係る帳簿及び全ての証拠書類）は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間いつでも閲覧に供せるよう保存してください。
- ⑨ SIIは、交付決定後、交付決定した事業者名、補助事業概要等をSIIのホームページ等で公表することがあります。

目 次

1. 事業概要	8～23
1-1. 事業目的	8
1-2. 事業名称	8
1-3. 予算額	9
1-4. 補助対象事業	9～13
1-5. 補助対象事業者	14～16
1-6. 補助対象設備	17～19
1-7. 補助対象経費	20～21
1-8. 申請単位	22
1-9. 補助率・補助上限額	22
1-10. 補助事業期間	22
1-11. 公募期間	23
1-12. 事業全体スケジュール	24
補足1 共同申請について	25
補足2 セル、モジュール、電池システム、蓄電システムの範囲について	26
補足3 補助対象範囲の例	27
補足4 利益等排除について	28
2. 交付申請	29～38
2-1. 公募	30
2-2. 交付申請	30～31
2-3. 提出書類一覧	32～33
2-4. 提出先と締切日	35
2-5. 交付決定前の変更等	36
2-6. 審査	36～37
2-7. 交付決定	38
2-8. 採択結果の公表	38
2-9. 採択事業者への連絡について	38
3. 事業の実施	39～42
3-1. 補助事業の開始について	40
3-2. 補助事業の計画変更等について	40
3-3. 中間検査	40
3-4. 補助事業の完了について	41
3-5. 実績報告及び補助金の額の確定について	41
3-6. 精算払請求書及び補助金の支払い	41
3-7. 取得財産等の管理等について	41
3-8. 補助対象設備の活用及び報告について	42
3-9. 交付決定の取り消し、罰則等	42
3-10. 暴力団排除について	42
4. 個人情報の取扱いについて	43～45

SIIが執行をする令和6年度補正「再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース導入支援等事業費補助金」は、「業務産業用蓄電システム導入支援事業」、「ダイヤモンドリスポンスの拡大に向けたIoT化推進事業」及び「再生可能エネルギー電源併設型蓄電システム導入支援事業」の3つの事業から成り立つ補助金です。
本公募要領は3つの事業のうち、「再生可能エネルギー電源併設型蓄電システム導入支援事業」の公募要領です。

令和6年度補正

「再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース
導入支援等事業費補助金」

DRリソース導入のための業務産業用蓄電システム等導入支援事業

業務産業用
蓄電システム
導入支援事業

ダイヤモンドリスポンスの
拡大に向けたIoT化
推進事業

再生可能エネルギー電
源併設型蓄電システム
導入支援事業



本紙で説明

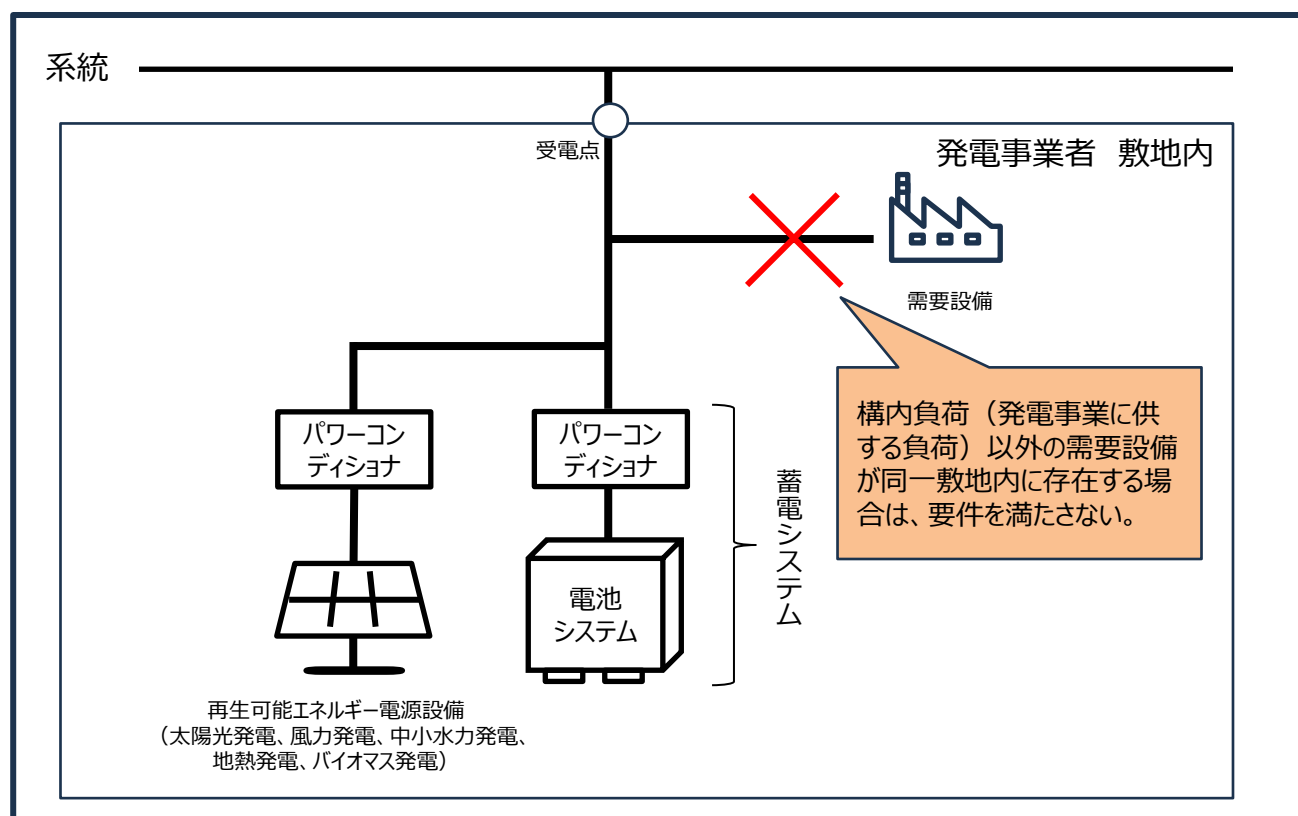
補助金の申請を検討する際に、どの補助事業が自身の事業に当てはまるか、ご確認いただいた上で、公募要領をご確認ください。

事業名	補助対象設備	補助率	事業の特徴
① 業務産業用蓄電システム導入支援事業	蓄電システム	1/3以内	高圧以上の需要側に業務産業用蓄電システムを設置し、ダイヤモンドリスポンスに活用する事業
② デiamondリスポンスの拡大に向けたIoT化推進事業	IoT化設備	1/2以内	需要家が既に所有するリソースをダイヤモンドリスポンス対応可能とするためにIoT化する事業 ※①を活用して設置する蓄電システムのIoT化も対象
③ 再生可能エネルギー電源併設型蓄電システム導入支援事業	蓄電システム	1/2以内 又は 1/3以内	発電事業者が再生可能エネルギー（以下、「再エネ」という。）電源設備に新たに蓄電システムを併設し、再エネの有効活用や普及拡大、需給バランスの改善に寄与する事業

本事業は、発電事業者の再生可能エネルギー電源設備に蓄電システムを新たに設置する事業を補助対象としています。

需要家側への蓄電システムの設置を検討している申請者は、SIIにて執行する「令和6年度補正 再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース導入支援等事業費補助金（DRリソース導入のための家庭用蓄電システム導入支援事業）」（以下、「家庭用蓄電池事業」という。）又は「令和6年度補正 再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース導入支援等事業費補助金」DRリソース導入のための業務産業用蓄電システム等導入支援事業 業務産業用蓄電システム導入支援事業（以下、「業務産業用蓄電池事業」という。）の公募要領等をご確認ください。

●事業概要図



●主な要件

- 発電事業者の再生可能エネルギー電源設備に蓄電システムを新たに設置する事業を補助対象とする。
 - ※ 需要家が蓄電システムを新たに設置する事業は対象外。
 - ※ セル、モジュール等の一部を更新するものは対象外。
- 発電事業者の同一敷地内に需要設備がないこと。
 - ※ 需要設備として、当該蓄電システム及び構内負荷（発電事業に供する負荷）は除く。
- 蓄電システムを設置した発電所の敷地外の需要に供するもの。
 - ※ 自己託送等の自家消費とみなされるものは対象外。

【SII執行中の関連事業】

- 家庭用蓄電池事業 : https://sii.or.jp/DRchikudenchi_katei06r/
- 業務産業用蓄電池事業 : https://sii.or.jp/DRchikudenchi_gyousan06r/

3つの区分（Ⅰ）FIP認定型、（Ⅱ）市場等取引型、（Ⅲ）オフサイトPPA型の中から申請区分を選択し、申請してください。

再生可能エネルギー電源併設型蓄電システム導入支援事業			
区分※1	（Ⅰ）FIP認定型	（Ⅱ）市場等取引型	（Ⅲ）オフサイトPPA型
補助対象設備※2※3	蓄電システム、計測器		
事業要件	再生可能エネルギー電源設備（太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、地熱発電、中小水力発電）へ新たに取得した蓄電システムを併設し、再エネの有効活用や普及拡大、需給バランスの改善に寄与する事業であること。		
	日本国内において、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第4項又は同法第10条第1項に基づく認定を受けて、発電した再生可能エネルギー電気を市場取引等により供給する事業	再エネ電源設備に併設した蓄電システムの運転開始後において、 <u>特定卸供給事業者を介して</u> 、卸電力市場または需給調整市場等へ参画する事業	需要家と当該発電事業者との間に <u>小売電気事業者を介して</u> 、オフサイトPPA契約を締結する事業
蓄電システム充放電要件	●出力制御時 ・オンライン制御に対応すること（オンライン事業者であること、またはオンライン化すること。）。 ・導入した蓄電システムに充電すること。 ※ 出力制御対象でない場合であっても、属地エリアで出力制御を行っている時間帯は、蓄電システムが満充電である等の設備制約を除き、導入した蓄電システムに充電されていること。 - なお、設備の稼働状況等の制限がある場合においても、可能な限り対応すること。 ●需給ひっ迫時 ・蓄電システムからの放電によって、受電地点から系統へ逆潮流すること。		
設備要件（蓄電システム）	・発電事業者の再生可能エネルギー電源設備に新たに設置するものであること。 ・電力系統に直接接続するものであること。 ・オンライン制御可能であること（発電設備に係るオンライン化のための改造も含む）。		
補助対象経費	設計費・設備費・工事費		
補助率	1/2以内又は1/3以内		

※1：複数の区分の要件を満たす申請の取り扱いについて

上記区分（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）のいずれかの区分による申請を基本とするが（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）の区分を横断する申請も可とする。ただし、その場合、実現可否について合理的な説明が必要となるため、申請前に必ずSIIまで問い合わせること。

※2：蓄電システムは、セル、モジュール等の一部を更新するものは補助対象外。

※3：計測器は、蓄電システムに充放電する電気の量のうち、再エネ電源に由来するものとそれ以外のものとを区別して計算でき、かつ、蓄電システムから市場取引等により充放電する電気の量を計算できるように設置するもの。ただし、必要最低限なものに限る。

1. 事業概要

1. 事業概要

用語の解説

本事業、本公募要領における用語は、以下に掲げるとおりとする。

- 需要家

再エネ電力を活用（ただし、小売電気事業の用に供するための当該再エネ電力の活用を除く。）する者。なお、国、地方公共団体（※1）及び関連団体（※2）、並びに集合住宅を管理する組合は含まない。

※1 地方公共団体には、都道府県及び市町村の他、地方自治法に基づく特別区及び地方公共団体の組合等の特別地方公共団体を含む。

※2 関連団体とは、次の団体を指す。

独立行政法人、地方独立行政法人、地方公営企業（地方公営企業法の適用を受ける企業）、地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している法人、特別な法律により設置された法人

- 特定卸供給事業者

資源エネルギー庁ホームページにて公開されている特定卸供給事業届出事業者一覧に記載された事業者を言う。

- 小売電気事業者

資源エネルギー庁ホームページにて公開されている登録小売電気事業者一覧に記載された事業者を言う。

- 発電事業者

資源エネルギー庁ホームページにて公開されている発電事業届出事業者一覧に記載された事業者を言う。

- オンサイトPPA

発電事業者が、需要家の敷地内に再エネ電源設備を発電事業者の費用により設置し、所有・維持管理をした上で、発電設備から発電された電気を需要家に供給するモデルの一つ。

- オフサイトPPA

需要家が、自らの敷地から離れた場所（オフサイト）において発電した再エネ電力を、系統を通じて、小売電気事業者を介し、供給されるモデルの一つ。小売電気事業者を介さず、需要家と発電事業者が直接契約を結ぶものを直接型オフサイトPPA、小売電気事業者を介して電気を販売するものを間接型オフサイトPPAと言う。

- 属地エリア

設置場所が属する一般送配電事業者の事業エリア。

- 電力ひっ迫時

需給ひっ迫注意報発令時、需給ひっ迫警報発令時、国からの節電要請時を言う。

1. 事業概要

1-1. 事業目的

2050年のカーボンニュートラル、2040年のエネルギーミックス達成に向けては、再生可能エネルギーの最大限の導入・活用が必要不可欠である。2040年の電源構成は再エネ比率が4割～5割程度と設定されており、より一層の再エネ電源導入促進の観点から蓄電池への期待は非常に大きいものとされている。

本事業は、再エネ電源設備への蓄電システムの併設を支援することで、再エネの導入の加速化及び最大限の活用を促し、電力のフレキシビリティを確保し、エネルギー危機に強い経済構造への転換を図ることを目的とする。

1-2. 事業名称

令和6年度補正「再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース導入支援等事業費補助金」

DRリソース導入のための業務産業用蓄電システム等導入支援事業

再生可能エネルギー電源併設型蓄電システム導入支援事業（再エネ併設型蓄電池事業）

1-3. 予算額

「業務産業用蓄電システム導入支援事業」、「デマンドリスポンスの拡大に向けたIoT化推進事業」及び「再生可能エネルギー電源併設型蓄電システム導入支援事業」の合計40.99億円の内数。

※ 本補助金は、単年度事業を対象とした事業である。

※ 各事業の執行状況によっては、事業間で予算の流用を行う場合がある。

※ 記載の金額は執行団体の事務費用を含む。

※ 交付申請額の合計が予算額に達した場合、公募期間内であっても交付申請の受付を終了する。

※ 公募状況により予算額を超える見込みとなった場合は、SIIホームページにおいて予算額の残りを表示する等の措置を行う。

1. 事業概要

1－4. 補助対象事業

再生可能エネルギー電源設備（太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、地熱発電、中小水力発電）に対して、新たに取得した蓄電システムを併設設置し、再エネの有効活用や普及拡大、需給バランスの改善に寄与する事業であり、次に掲げる（Ⅰ）型、（Ⅱ）型、（Ⅲ）型に該当するものを補助対象事業とする。

※ 蓄電システムの具体的な要件は、P.17「1－6 補助対象設備」を参照。

（Ⅰ）FIP認定型

日本国内において、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）（以下、「再エネ特措法」という。）第9条第4項又は同法第10条第1項に基づく認定を受けて、発電した再生可能エネルギー電気を市場取引等により供給する事業（※1）。ただし、新規に取得する蓄電システムは、当該再生可能エネルギー電気を発電する設備（※2）（以下、「FIP認定設備」という。）の一部として設置すること。

※1 いわゆる「FIP認定」を受ける事業であり、2023年3月31日以前の改正前も含め再エネ特措法に基づくFIT認定を受けた事業が、FIP認定に移行する事業を含む。

※2 再生可能エネルギー電気を発電する設備とは、再エネ特措法第2条第2項に定める再生可能エネルギー発電設備を言う。

（Ⅱ）市場等取引型（⇒詳細はP.12参照）

再エネ電源設備に併設した蓄電システムの運転開始後において、特定卸供給事業者を介して、卸電力市場（※3）または需給調整市場（※4）等へ参画する事業。

※3 卸電力市場

電力量（kWh）の取引市場。発電事業者は主に「スポット市場」「時間前市場」において入札に参加。

※4 需給調整市場

調整力（周波数調整や予備力）の取引市場。一次調整力から三次調整力等の商品が存在。

（Ⅲ）オフサイトPPA型（⇒詳細はP.13参照）

再エネ電源設備に併設した蓄電システムの運転開始後において、需要家と発電事業者との間に小売電気事業者を介して、オフサイトPPA契約を締結する事業。

※ 既に再エネ電源設備のみでPPA契約を締結している事業も対象とする。

※ 原則、間接型オフサイトPPAのみを対象とするが、直接型オフサイトPPAにおいて、発電事業者が小売電気事業者も兼ねる等での申請を検討している場合は、事前にSIIまで相談すること。

1. 事業概要

また、以下全ての要件を満たす事業であること。

- ① 蓄電システムへの充電電力量のうち、再エネ電源に由来するものとそれ以外のものとを区別して計算でき、かつ、蓄電システムから市場取引等により充放電する電気の量を計算できる構造であること。
- ② 上記の受電地点における潮流の状態と、充電及び放電した時間や電力量等の蓄電システムにかかる運用実績（30分単位）を保管するとともに、国又はSIIの求めに応じて提出すること。
- ③ 以下の蓄電システム充放電要件を遵守できる事業者と契約等を結ぶこと。

【蓄電システム充放電要件】（⇒概要図は、次ページ参照のこと。）

1. 出力制御時

- ・ オンライン制御に対応すること（オンライン事業者であること、またはオンライン化すること。）。
- ・ 導入した蓄電システムに充電すること。

※ 出力制御対象でない場合であっても、属地エリアで出力制御を行っている時間帯は、蓄電システムが満充電である等の設備制約を除き、導入した蓄電システムに充電されていること。なお、設備制約の条件下においても、可能な限り対応すること。

2. 需給ひっ迫時

蓄電システムからの放電によって、受電地点から系統へ逆潮流すること。

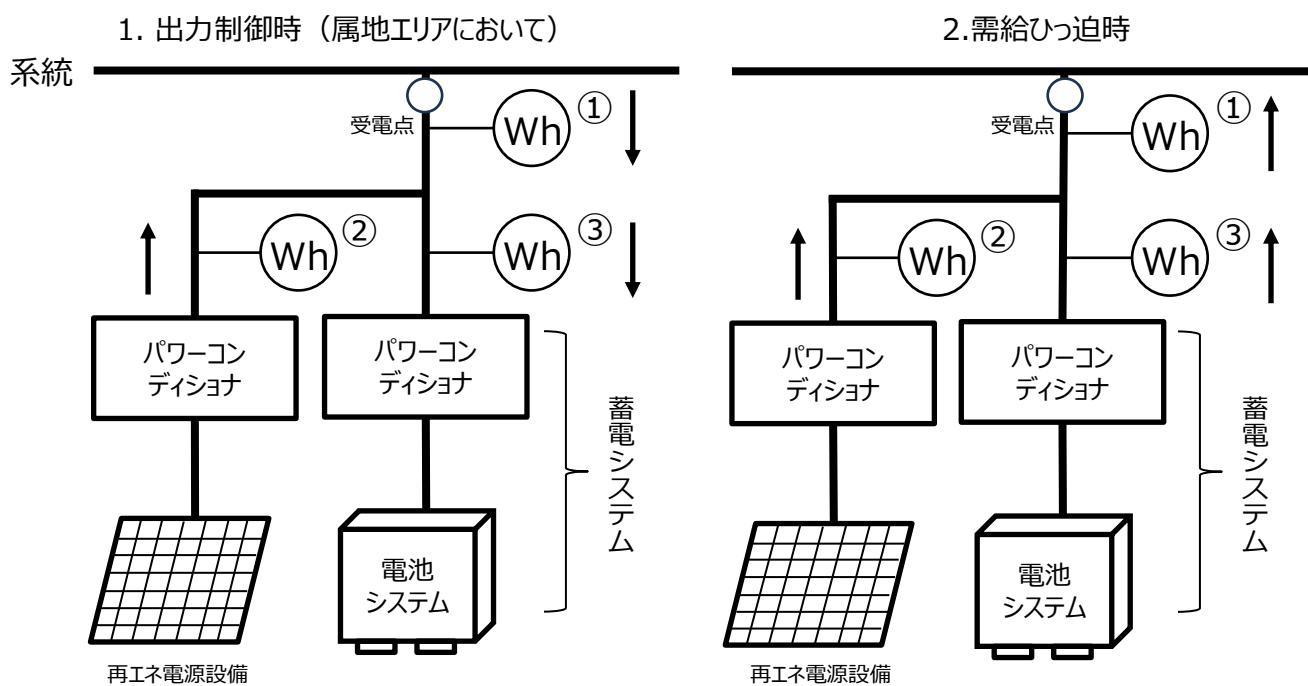
- ④ 蓄電システムを設置した発電所の敷地内に需要設備がないこと。
※ ただし、需要設備として、当該蓄電システム及び構内負荷（発電事業に供する負荷）は除く。
- ⑤ 本事業への申請時点において、一般送配電事業者から、系統連系申込の回答を得ていること。
※ 既にFIT認定又はFIP認定を受けているが、蓄電システムを併設するため、FIP認定を新たに受けるような場合には、本要件は不要。

➤ 補助対象事業と認められない場合

- ・ 需要家が蓄電システムを新たに設置するもの。
- ・ 蓄電システムを設置した発電所の敷地内の需要に供するもの（自家消費、オンサイトPPA）。
- ・ 蓄電システムを設置した発電所の敷地外の需要に供するもののうち、自己託送等の自家消費とみなされるもの。
- ・ FIT認定のもの。

1. 事業概要

➤ 蓄電システム充放電要件の概要図

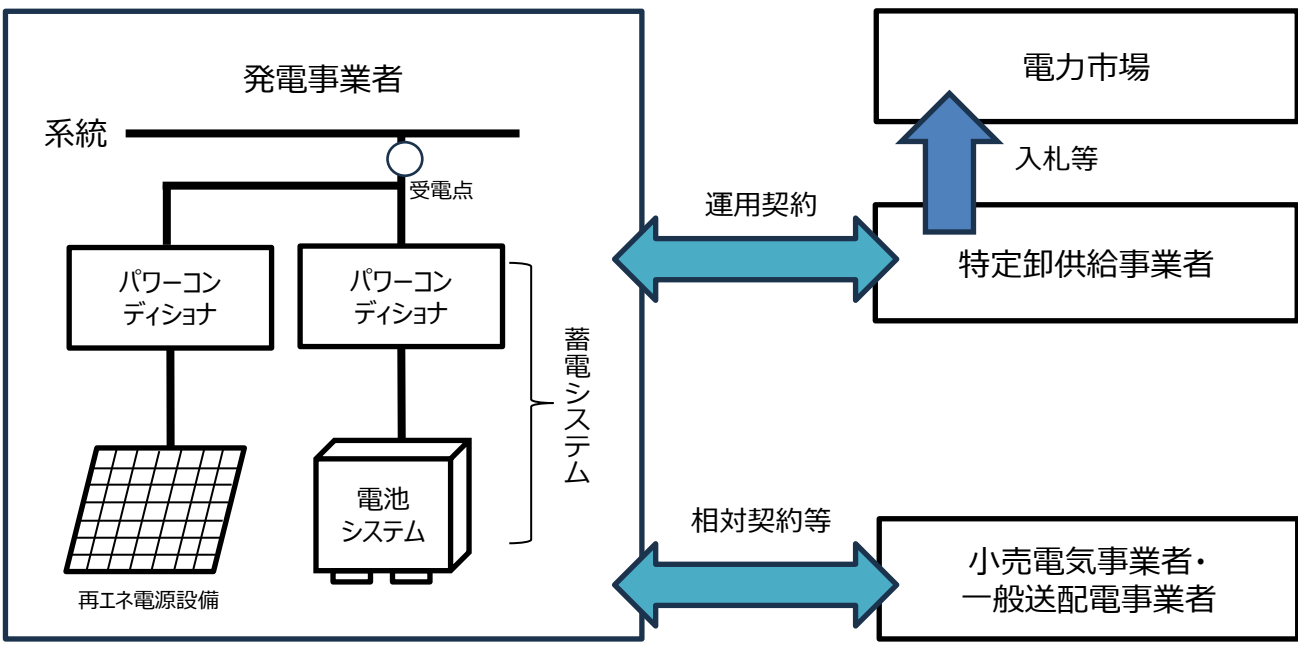


- オンライン制御に対応すること（オンライン事業者であること、またはオンライン化すること。）。
- 導入した蓄電システムに充電すること。
※ 出力制御対象でない場合であっても、属地エリアで出力制御を行っている時間帯は、蓄電システムが満充電である等の設備制約を除き、導入した蓄電システムに充電されていること。なお、設備の稼働状況等の制限がある場合においても、可能な限り対応すること。
※ 上記図の例では、電力量計③が順潮流であり、電力量計①において0又は順潮流となっている。
- 蓄電システムからの放電によって、受電地点から系統へ逆潮流すること。
※ 上記図の例では、電力量計①及び電力量計③において逆潮流となっている。

1. 事業概要

➤ (Ⅱ) 市場等取引型の事業概要図 (例)

- ・ 特定卸供給事業者を介して、卸電力市場または需給調整市場等へ参画する事業であること。
- ・ 蓄電システム等の運用契約は、特定卸供給事業者等と締結する。
※ 発電事業者兼特定卸供給事業者の場合は、この限りではない。

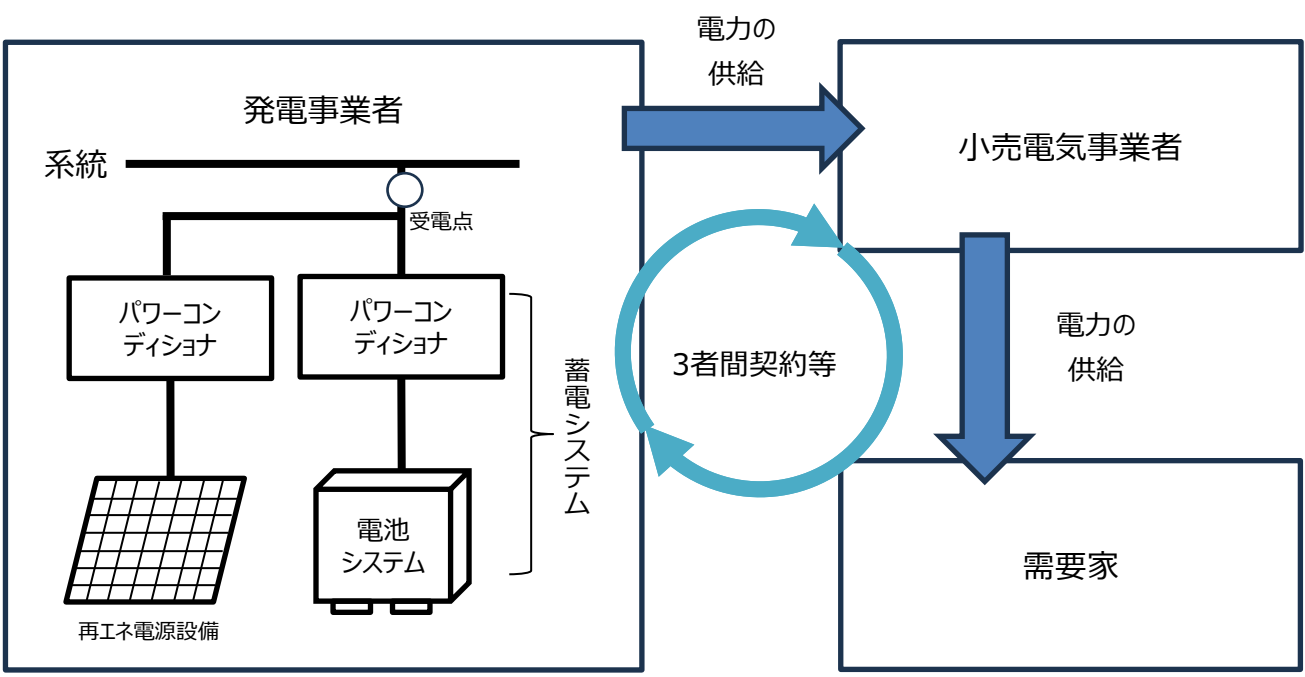


上記はあくまで一例であるため、契約形態等については、本事業の趣旨に合致しているかご確認のうえ、申請前に個別SIIまでお問い合わせください。

1. 事業概要

➤ (Ⅲ) オフサイトPPA型（間接型）の事業概要図（例）

- ・ オフサイトPPAについて、発電事業者・小売電気事業者・需要家間での3者間契約等を結ぶこと。
- ・ 発電事業者は小売電気事業者へ電力を供給する。



上記はあくまで一例であるため、契約形態等については、本事業の趣旨に合致しているかご確認のうえ、申請前に個別SIIまでお問い合わせください。

1. 事業概要

1－5. 補助対象事業者

以下①～⑦の要件を全て満たす者を補助対象事業者（以下、「補助事業者」という。）とする。

- ① 国内において事業活動を営んでいる法人であること。
- ② 補助事業により導入する補助対象設備の所有者（※1）及び使用者（※2）であること。
なお、リース等により補助対象設備の所有者と使用者が異なる場合は、設備の所有者が主の申請者（採択後の補助事業者）、設備の使用者は共同申請者として、2者共同で申請を行うこと。
⇒詳細はP.25「補足1 共同申請について」を参照のこと。
※1 所有者とは、補助対象設備を法人として所持し固定資産として登録する事業者をいう。なお、共同購入等、特殊な資産登録を予定している申請の場合は、事前にSIIに相談し指示を仰ぐこと。
※2 使用者とは、補助対象設備を運転、稼働させることにより、各種電力市場での取引等の活用を主体で行う事業者をいう。なお、当該使用者から補助対象設備の実運転を委託され、運転・保守等を主として実施する事業者は使用者に含まれない。
- ③ 補助事業を確実に実施するために必要な経営基盤を有し、事業の継続性が認められる者であること。
※ 導入する補助対象設備の所有者が直近の年度決算において債務超過の場合は対象外とする。
※ 特別目的会社（SPC）の場合は、主たる出資者や出資表明者等による、補助事業の履行に係る確約書の提出が必要。
- ④ 補助事業により取得した補助対象設備を、SIIが交付規程で定める取得財産等管理台帳に記載の上、善良な管理者の注意をもってその補助対象設備等を管理し、補助金の交付の目的に従って効果的活用を図る者であること。
※ SIIが検査等で固定資産台帳の提出を求めた場合は、これに応じること。
- ⑤ 経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられていない者であること。
※ その他、公的資金の交付先として社会通念上適切と認められない者からの申請は受け付けない。
- ⑥ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項により定める事業を営む者でないこと。
- ⑦ 会計検査院による現地検査等の受検に際し、事業者として会社単位で誠実に対応することが可能な者であること。

1. 事業概要

- ⑧ 省エネ法特定事業者等は、省エネ法に基づく定期報告情報を開示する制度への参加を宣言し、令和7年度公表分の開示シートを公表できる者であること。なお、開示シートの公表に当たっては、省エネ法に基づく定期報告書等を期日までに提出するとともに、修正指示等があった場合には速やかに対応すること。また、本事業による計画及び実績（省エネ効果を含む）を、開示シート上の自由記述欄に記載すること。
- ※ 令和6年度から継続参加する事業者も含む。継続参加しているかの確認は、EEGS（省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム）から確認することができる。
 - ※ 令和7年度から新規参加する場合は、EEGS等から参加宣言をする必要がある。
 - ※ 交付決定までに、EEGSから開示制度に参加していることを証する資料をダウンロードし提出すること。
 - ※ 上記の要件を満たしていない場合には、補助金の返還を求める場合がある。

＜省エネ法定期報告情報の開示制度＞

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/overview/disclosure/

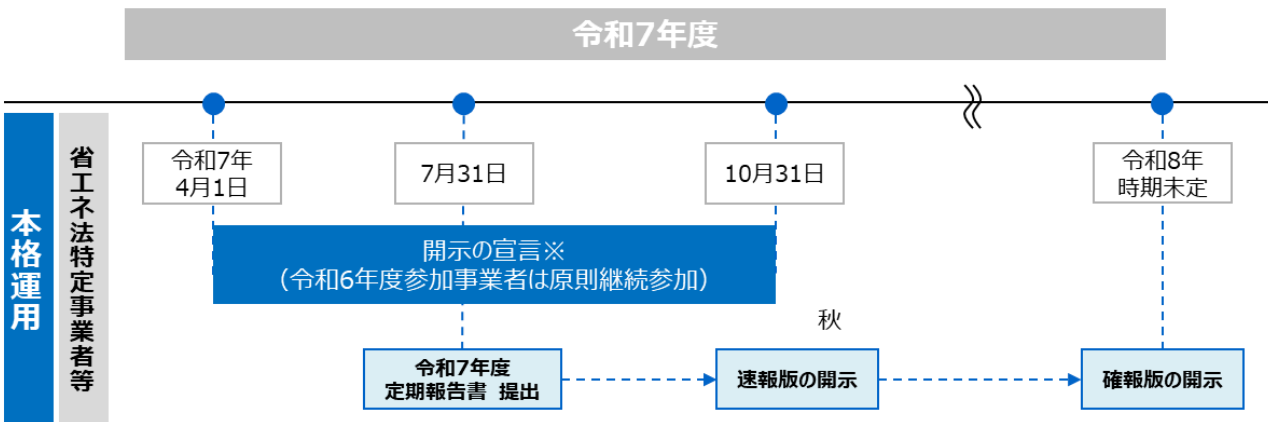
➤ 開示制度について

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネ法）では、事業者全体のエネルギー使用量（原油換算）が合計して1,500kl/年以上である事業者を特定事業者等として指定し、毎年度エネルギーの使用状況等の報告を求めている。

近年、サステナビリティ投資やその関連情報の開示が進展する中で、事業者の省エネ・非化石エネルギー転換の取組の情報発信を促すため、資源エネルギー庁は、昨年、省エネ法に基づく定期報告書等の情報を、特定事業者等からの同意に基づき開示する制度を創設した。

本制度により、事業者は、業界内の他社の取組を自社の省エネ・非化石転換の取組の参考とすることができ、業界・産業界全体の省エネ・非化石転換の取組の底上げに繋がることが期待される。また、事業者によるサステナビリティ投資家を含めたステークホルダーへのさらなる情報発信や、エネルギーサービス事業者による新たなサービス開発などに繋がることが期待される。

【令和7年度開示スケジュール】



※ 令和7年度より「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム（EEGS）」にて参加宣言を受け付けます。

1. 事業概要

- ⑨ 設置地域の所轄消防に事前相談を行い、消防法や火災予防条例等で定められた事項を確認・遵守し、蓄電システムの設置・届出を行うこと。
- ⑩ 本事業の実施及びその後の運用開始に関して、法令、規程、その他各種セキュリティガイドライン等に基づいた適切な対策等を実施できる者であること。
- ⑪ 運用等を開始した日から5年間（5年目は最終日の属する年度末まで）、補助対象設備等の運用データ等及びSIIが別途指示する活用状況報告書を国又はSIIに提出できる者であること。
※ 補助対象設備の運用データ等の提供に関して、最大限協力できる者。
※ 提出された活用状況報告書等を各種制度設計の検討のために国及びSII、又は秘密保持契約を締結した分析機関等が利活用することに同意できる者。
※ 運用データ等とは、蓄電システムにおいてはSOCデータ、スマートメーターデータ、参入している市場での応札状況や約定結果及び収支関連データ等。
- ⑫ 補助事業の終了後、国又はSIIの求めに応じて、発電事業の状況等について報告できる者であること。
- ⑬ 補助事業の実施中及び終了後、発電事業の状況や補助事業の成果を分析するためのデータ収集やアンケート協力等について、国又はSIIが提供を求めた場合は、協力できる者であること。なお、それらの分析結果については、補助事業者へ不利益が生じないように個別確認を行った上で、SIIのホームページ等で公表することがある。
- ⑭ 系統連系時において最新の、「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」、「系統連系規程」、「系統連系技術要件（託送供給等約款別冊）」等で要求されている事項を満たしていることが確認できる者であること。
- ⑮ 【（Ⅰ）型の場合のみ】再エネ特措法第9条第4項又は同法第10条第1項に基づき、公募開始日以降にFIP認定を受ける者であること。また、当該認定計画において、補助対象設備が含まれること。
※ 補助金申請時点及び交付決定時点において、FIP認定を受けていることは求めない。ただし、補助対象事業の完了時において、FIP認定を受けたうえで、補助対象設備を含むFIP認定設備が原則運転開始していること。詳細はP.18「1－6. 補助対象設備」（1）蓄電システム⑨を参照のこと。
- ⑯ 資源エネルギー庁による電力需給ひっ迫警報及び注意報、並びに一般送配電事業者による電力需給ひっ迫準備情報が発出された際、当該電力需給ひっ迫警報等による節電等の要請時間帯において、可能な限り導入する蓄電システムを利用した電力供給を行うことができる者であること。
- ⑰ 交付決定後、交付決定した事業者名、補助事業概要等をSIIのホームページ等で公表することについて同意できる者であること。

1. 事業概要

1－6. 補助対象設備

(1) 蓄電システム

以下①～⑩の要件を全て満たす蓄電システムであること。

① 本事業の実施のために、発電設備と同一敷地内に新たに設置する蓄電システムであること。

※ セル、モジュール等の一部を更新するものは対象外。

② 電力系統に直接接続するものであること。

③ オンライン制御可能であること（発電設備に係るオンライン化のための改造も含む）。

④ 蓄電システムの容量は、原則、5MWhを下限とし、かつ、接続する発電所の出力（最大受電電力）は1.5MW以上とする。

⑤ 各種電力市場※での取引等（例えば電力系統内に余剰電力の発生が見込まれる際は充電し、電力が不足する際は放電する、または電力系統への調整力等を供給する等）を通じ、再エネの有効活用や普及拡大、需給バランスの改善に寄与するものであること。

※ 調整力等を供出する各種電力市場等について、想定される取引（全ての市場等の取引が必須ではない）を以下に記載する。

なお、補助金の交付の目的に合致したものであって、以下に記載されていない取引等での活用が見込まれる場合は、交付申請時（補助事業完了後は当該取引等の前）にSIIに示し、指示を仰ぐこと。

- 卸電力市場
- 需給調整市場
- 相対契約

市場の商品を通じた取引以外に、個社毎に個別に契約・供出等されるもの（オフサイトPPAも含む。）。

⑥ 採用予定のセル、モジュール、電池システムのいずれかについて、供給事業者※のいずれかが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）での広域認定を取得していること。なお当該蓄電システムを廃棄する場合には、当該認定を取得している供給事業者（当該供給事業者が事業承継をしていた場合は、承継先の供給事業者。セル・モジュール・電池システム・蓄電システムで異なる供給事業者が広域認定を取得している場合、蓄電システム・電池システム・モジュール・セルの順に優先する。）が存在する限り、当該供給事業者へ委託して廃棄処分する旨を別途取り決めておくこと（交付申請時には必須としない）。当該供給事業者が存在しない場合は、適切にリサイクルできる廃棄物処理法上の処分業の許可業者へ委託して廃棄処分すること。

※ 供給事業者（蓄電システムの供給事業者）

供給事業者は、セル、モジュール、電池システムのいずれかを製造する者とする。

LDES（※1）とリユースの供給事業者及び適用する要件については、SIIに相談し指示を仰ぐこと。

⇒ P.26「補足2 セル、モジュール、電池システム、蓄電システムの範囲について」を参照のこと。

※ 1 LDES: Long Duration Energy Storage（長期エネルギー貯蔵技術）。長期エネルギー貯蔵技術は、連続して6時間以上の長時間の充電または放電が可能であり、かつ国内での商業事例が限定的な新規技術(圧縮蓄電、液化空気蓄電、重力蓄電等)とする。

1. 事業概要

⑦ 蓄電システムのBMSメーカー等について、過去5年間の実績を含め、国際的に受け入れられた基準等に反していないこと、その他の開発供給の適切性が確保されていること。

⑧ その他消防法等の各種法令等に準拠した設備であること。なお国内外に設置された定置用大型蓄電システムにおいて、過去に「発煙・発火」に類する事故を起こしたメーカーのモジュールを組み込んだ蓄電システムの導入を予定している場合は、当該モジュールメーカーより事故の原因と対策を示した資料を取得し、原則交付申請時に提出すること。

※ 不明点等ある場合、交付申請時にSIIに相談すること。

＜事故の例＞

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/joho/conference/battery_strategy/0001/03.pdf

⑨ 【（Ⅰ）型の場合のみ】補助対象設備を含むFIP認定設備が、原則として令和8（2026）年2月18日までに設置され、運転開始※されること。

※ 運転開始とは、FIP認定計画に係る再生可能エネルギー発電事業を開始していることを指す。ただし、一般送配電事業者の事情により、系統接続に予期せず遅延が生じるなどして、系統接続を除くFIP認定設備の工事が全て完了したものの、やむを得ず補助事業期間中に系統への電力供給を開始できない場合には、この限りではない。系統から供給される電気をパワーコンディショナを通じて蓄電システムに充電するよう整備する場合、当該電力量を計量し、また、当該蓄電システムから系統へ供給する電気について、再エネ電源設備から供給される電気と系統から供給される電力量を区分して計量できるよう設計・整備すること。

1. 事業概要

⑩ 蓄電システム種別毎に以下要求事項を全て満たす設備であること。

「全ての電池種共通事項」

防護及び保護装置 : システムに合わせた火災検知システム、火災警報器、消火設備の計画・設置及び消防法等にて要求される事項の準拠

使用上の情報 : システムに合わせた危険表示や安全表示、立ち入り禁止区画の表示等及び安全設計を行うことに加え、関係者の機能へのアクセスや教育訓練の機会の確保

「リチウムイオンのみ」

セル、モジュール、電池システムのいずれかについてJIS C 8715-2又はIEC62619により第三者認証を取得していることの証明書を提出すること。その上で、導入予定の蓄電システムのモジュール、電池システム、蓄電システムのいずれかにおいて、JIS C 8715-2、JIS C 4441、IEC62619、又はIEC62933-5-2の類焼試験に適合していることの第三者機関による証明書、及び証明書に関わる資料（温度プロファイル、試験時の写真等）を提出すること。

※ P.26「補足2 セル、モジュール、電池システム、蓄電システムの範囲について」もあわせて確認すること。

「リユースのみ」

電動車等の駆動用に使用されたモジュールを2次利用し組み込まれた蓄電システムの場合は、JETリユース電池認証等の第三者機関による証明書等により当該蓄電システムの類焼に関する安全性を証明すること。

「NASのみ」

類焼に関する安全性能に対する第三者評価通知書等を提出することにより、類焼に関する安全性を証明すること。

※ 上記いずれも、証明書等の提出時期等不明点に関しては事前にSIIに連絡し、指示を仰ぐこと。

※ その他①～⑩について不明点等がある場合は事前にSIIに連絡し、指示を仰ぐこと。

(2) 計測器

蓄電システムに充放電される電気の量のうち、再エネ電源に由来するものとそれ以外のものとを区別して計算でき、かつ、蓄電システムから市場取引等により充放電する電気の量を計算できるように設置するもの（電力量計等）。

※ ただし、必要最低限なものに限る。

1. 事業概要

1－7. 補助対象経費

補助対象経費は、以下のとおりとする。
⇒P.27「補足 3 補助対象範囲の例」もあわせて参照のこと。

区分	内容		備考
設計費	本事業の実施に必要な実施設計に要する必要最低限の経費		■ 実施設計に要する設計費。 ※ 基本設計費は補助対象外とする。
設備費	蓄電システム	本事業の実施に必要な蓄電池に係る費用に要する必要最低限の経費	■ 蓄電システムを構成する以下の設備費。 ① セル、モジュール（リチウムイオン・NAS・レドックスフロー・鉛等） ※ 電動車等の駆動用に使用されたモジュールを2次利用し組み込まれた蓄電システムも含む。 ② 電池システム制御部分（BMS等） ③ 電力変換装置（インバータ、コンバータ、PCS等） ④ 蓄電システム制御装置（EMS、オンライン制御装置等） ⑤ 付帯設備（空調設備、筐体※、分電盤等）は、上記①～④の専用であり、かつ稼働に必要不可欠なものに限る。 ※ 筐体は、セル、モジュール、電池システム制御部分、電力変換装置、蓄電システム制御装置、計測・表示装置のいずれか又は複数 を収納するコンテナ等に限る。
	計測器	本事業の実施に必要な計測器に係る費用に要する必要最低限の経費	蓄電システムに供給される電気の量のうち、再生電源に由来するものとそれ以外のものとを区別して計算でき、かつ、蓄電システムから市場取引等により供給する電気の量を計算できるように設置するもの（電力量計等）。
工事費	本事業の実施に必要な工事に要する必要最低限の経費		■ 補助対象設備の設置に要する工事費 ・ 機械基礎については、必要最低限の工事のみを補助対象とする。 ・ 整地及びフェンス工事は、原則補助対象外とするが、法令で定められている必要不可欠な工事は補助対象とする。 ・ 補助対象となる工事費は、補助対象外設備の設置に必要な工事費と仕分けが可能な場合に限る。 ・ 発電設備に係るオンライン化のための改造費を補助対象とする。

※ 申請にあたって、不明な点は事前にSIIに相談をすること。

1. 事業概要

【補助対象経費の留意点】

- 補助対象外設備（系統受変電設備等）に関わる費用は補助対象外とする。また補助対象外設備との共用設備に関しては費用按分後、補助対象設備分のみを補助対象とする。
- 昇圧変圧器、主変圧器等の受変電設備、保護継電器、開閉器等所内設備及び連系工事に関わる費用は補助対象外とする。なお筐体内に当該機器が含まれた設備等の場合、事前にSIIに相談し指示を仰ぐこと。
- 消費税は補助対象外とする。
- 金融機関に対する振込手数料は、補助対象外とする。但し、振込手数料を取引先が負担しており、取引価格の内数になっている場合は補助対象として計上することができる。
- 自社からの調達がある場合は、利益相当分を補助対象経費から排除すること。
⇒詳細はP.28「補足4 利益等排除について」を参照のこと。
- 補助対象経費に、当該補助金以外に国からの補助金等（補助金適正化法第2条第1項に規定する補助金等をいう。）を含めないこと（但し、法令等の規定により、補助対象経費に充当することが認められていることが証明できるものを除く）。
- 将来用設備又は予備設備等に係る費用は補助対象外とする。
- 既存設備の改造等に係る費用は補助対象外とする。
※ 発電設備に係るオンライン化のための改造等は補助対象とする。
- その他、補助対象経費で不明点がある場合、事前にSIIに相談すること。

➤ 他の国庫補助金との重複

- 本補助金と、他の国庫補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる補助金、及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の併用はできない。
- 税制優遇との併用可否については、それぞれの税制担当窓口を確認すること。
- 本事業で申請している補助対象設備を、他の国庫補助金でも申請し、交付決定前に他の国庫補助金が交付された場合、速やかにSIIに連絡すること。
- 地方自治体が実施する補助金や助成金との併用については、当該地方自治体に確認すること。

1. 事業概要

1－8. 申請単位

発電所単位で申請すること。

1－9. 補助率・補助上限額

【補助率】

- 補助率は、1／3以内。

※ ただし、新規技術開発蓄電システム又は電動車の駆動用に使用された蓄電池モジュールを2次利用し組み込まれた蓄電システムの場合であって電力系統側への定格出力が1MW以上である場合、又は、再エネ電源長期安定電源化に向けた事業計画を提出した場合であって電力系統側への定格出力が1.5MW以上である場合については1／2以内。

※ 電動車等の駆動用に製造されたモジュールであっても、未使用品（新品）のものを組み込んだ蓄電システムは含まれない。また1つの蓄電システム内に2次利用したもの（リユース部品）と未使用品を併用する場合は、それぞれの蓄電容量（kWh≪定格容量≫）を基に補助対象経費を按分すること。併用を検討している事業については、交付申請時に想定される併用率を記載の上補助対象経費を按分すること。なお中間検査時及び実績報告時には実際の導入設備の併用率で按分すること（補助対象経費が増額となる事態が発生しても、補助額は交付決定金額を上限とする）。またリユース部品を使用した場合は、電動車等の駆動用に使用されたモジュールが2次利用されたものであることを証明する証憑等が必要となることに留意すること。

【補助上限額】

- 補助上限額はない。

1－10. 補助事業期間

補助事業の開始日と完了日については、以下のとおりとする。

- 補助事業開始日

補助事業の開始日は、SIIが補助事業の交付を決定した日（交付決定日）とする。

※ 補助対象経費に係る発注・契約は、交付決定日以降に実施すること。交付決定日以前に支出した経費は、補助対象とならない。

※ ただし、当該契約・発注に係る見積依頼・競争入札については、交付決定前の実施も有効とする。

- 補助事業完了日

補助事業の完了日は、以下①～③を全て完了させた日とする。（※1）（※2）

① 補助対象設備の設置工事完了。

② 補助対象設備の試運転の完了（検収完了）。（※3）

③ 補助対象経費の全額支出完了。

※1 最終期限は2026年2月18日（水）とする。

※2 系統連系完了が最終期限に間に合わない場合は、SIIへ事前に申告し、SIIの指示に従うこと。

※3 補助事業完了時に電力系統への接続が未完であり、蓄電設備への電源供給が開始されていない場合でも、蓄電システムへの制御電源引き込みを必須とし、補助対象設備（蓄電システム）の稼働が確認できること。なお、系統連系が未完了の場合は、仮設電源等を用いた補助対象設備の試運転を実施すること。

1. 事業概要

1-11. 公募期間

公募期間：2025年3月27日（木）～ 2025年7月18日（金）

公募期間中に締切を2回設け、締切毎に審査及び交付決定を行う予定。

- ・ 1次締切：2025年5月30日（金） 12:00必着（交付決定予定日：2025年6月下旬）
- ・ 2次締切：2025年7月18日（金） 12:00必着（交付決定予定日：2025年8月下旬）

※ 交付申請額の合計が予算額に達した場合、公募期間内であっても交付申請の受付を終了することがある。

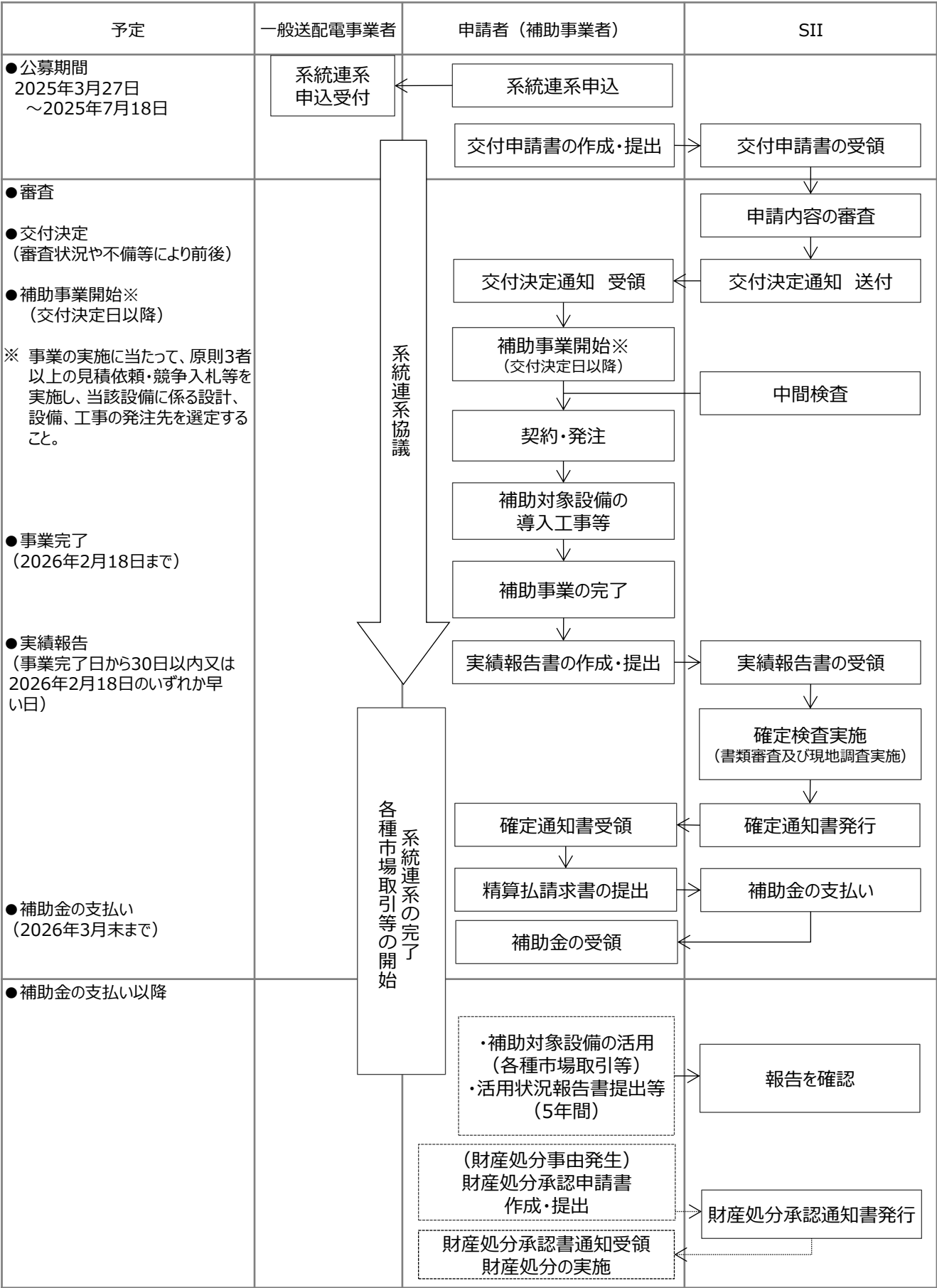
※ 1次締切時点で交付申請額が予算額に達した場合、SIIホームページでその旨を公表する等の措置を講じるとともに、交付申請の受付を中止し、予算が余る場合に交付申請の受付を再開する。

※ 申請書類は、配送状況が確認できる手段で送付すること（持ち込みは不可）。

※ 提出書類に不備・不足がある場合は、審査の対象外となり得るので留意すること。

1. 事業概要

1-12. 事業全体スケジュール



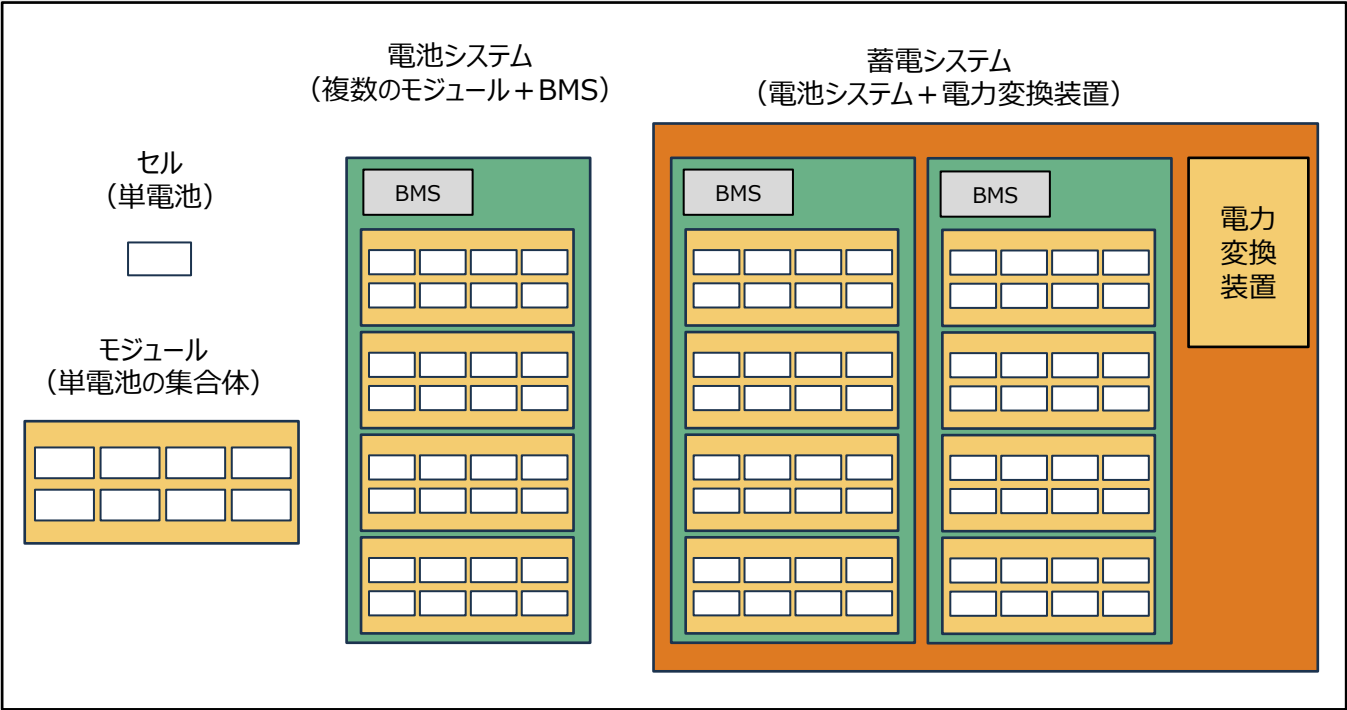
補足 1 共同申請について

補助対象設備の所有者と、その設備の使用者が異なる場合 (リース等を利用する場合)

- リース等を利用する場合は、所有者であるリース事業者等と、補助対象設備の使用ユーザーとの共同申請を行うこと。
- リース事業者等は、P.14【1－5. 補助対象事業者】の要件を満たす者であること。
- リース料等から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類（補助金の有無で各々、基本金額、資金コスト（調達金利根拠）、手数料、保険料、税金等を明示したもの）を提示すること。
- リース期間は、処分制限期間（法定耐用年数）以上の年数とすること。

補足2 セル、モジュール、電池システム、蓄電システムの範囲について

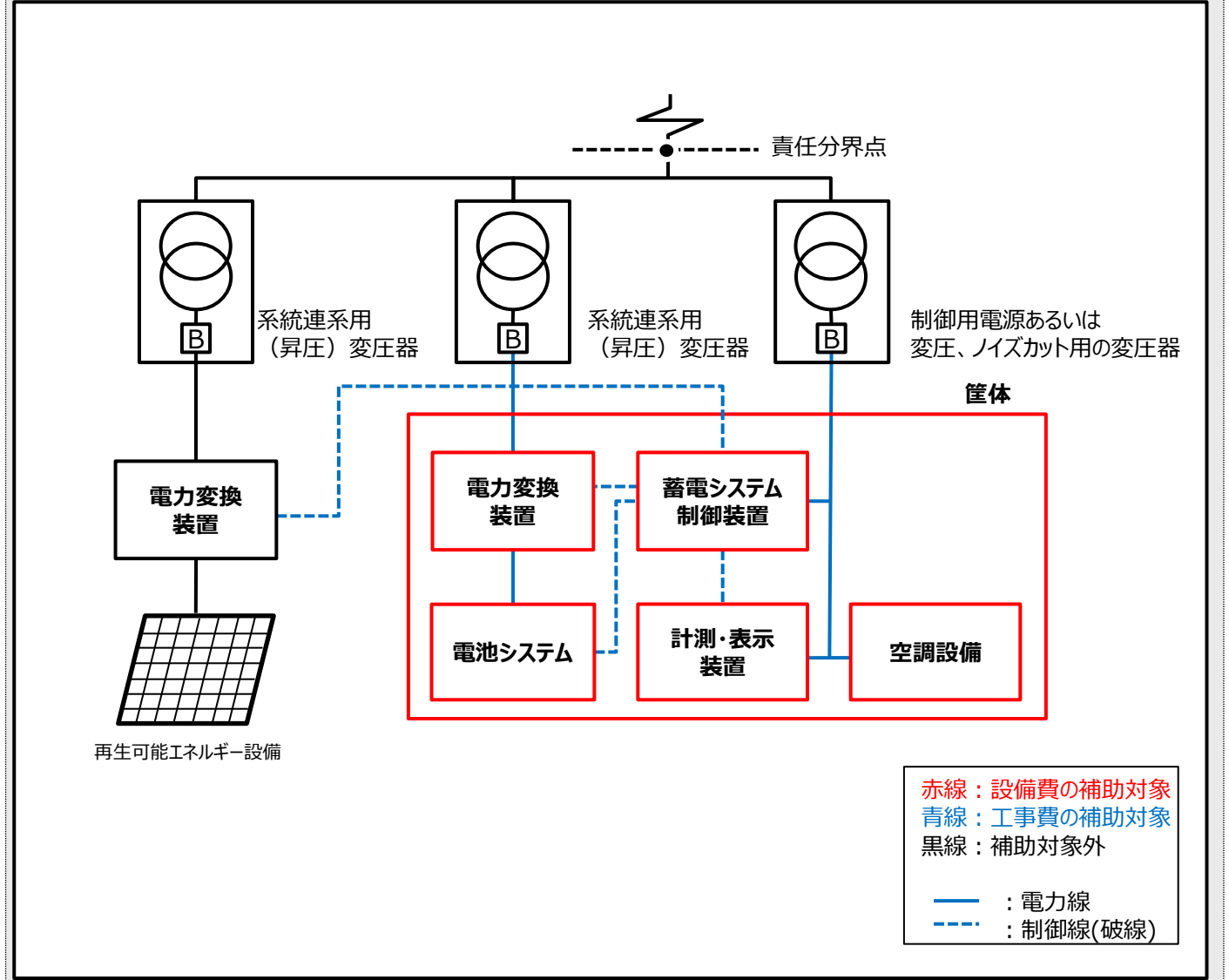
セル、モジュール、電池システム、蓄電システムの範囲は下図のとおりとし、総称して蓄電池と定義する。



※上記の定義に当てはまらないLDES等については、SIIに相談し指示を仰ぐこと。

1. 事業概要

補足3 補助対象範囲の例



補足4 利益等排除について

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられる。このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価等※）を補助対象経費に計上すること。

※ 補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合がある。

2. 交付申請

2. 交付申請

2-1. 公募

① 補助事業の公募

SIIは、一般公募を行う。

SIIホームページ (<https://sii.or.jp/>) に公募関連情報を随時公表する。

② 公募期間

2025年3月27日（木）～7月18日（金）12時（必着）

2-2. 交付申請

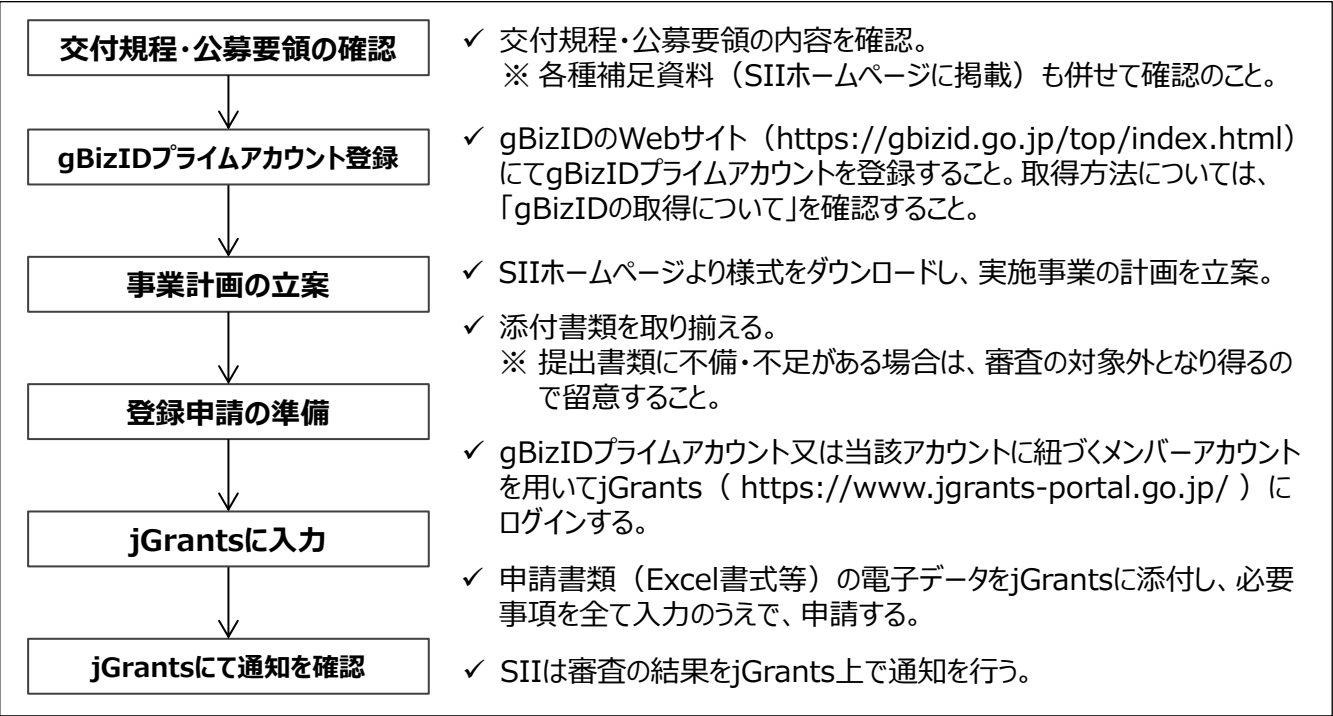
- 申請者は、事業実施の確実性や予算の有効利用の観点から事業計画全体を十分に検討のうえで申請を行うこと。
- 申請者は、jGrants (<https://www.jgrants-portal.go.jp/>) を用いて申請を行うこと。
※ 事前にgBizIDプライムアカウントをgBizIDのWebサイト (<https://gbiz-id.go.jp/top/index.html>) にて登録し、取得すること。
- 申請は、当該アカウントまたは当該アカウントに紐づくメンバーアカウントを用いてjGrantsにログインし、必要事項を入力して申請すること。
- また、SIIのホームページからダウンロードした申請書に必要事項をすべて入力、添付して申請を行うこと。
- 申請者は、jGrantsの申請と並行し、申請書類一式の冊子を2冊作成の上、1冊をSIIに提出し、もう1冊は申請者にて保管しておくこと。
なお、審査にあたって別途資料の提出を依頼することがある。
- また、代理・代行申請は受け付けない。必ず申請者自身で申請を行うこと。
※ jGrantsに入力する内容は申請書の内容と必ず一致させること。一致していない場合、不備として申請を受けられない場合がある。
※ 申請書提出後に代表者の変更、事業者住所の変更等があった場合、変更内容についてSIIに報告し、指示に従うこと（SIIへの連絡先は、P.35を参照）。

【参考見積取得に当たっての留意事項（交付申請時）】

- 交付申請時に期限等が有効な見積書であること。
- 補助対象経費と補助対象外経費が明確に判別できる見積明細を取得すること。
- 導入設備は、特定メーカー又は機種を指定しての見積依頼・競争入札等を行わないこと（仕様指定により結果的にメーカーや機種が限定されてしまう場合を含む。）。
- 見積条件を統一していない等、適正な価格競争が実施されていないと判断した場合、見積書の再提出を求められることがある。

2. 交付申請

【申請手順について】



2. 交付申請

2-3. 提出書類一覧（1）

○：必須、△：該当時のみ提出

書類区分	文書番号	書類名称		提出要否	ファイル形式	指定様式/自由様式
共通の提出書類	－	チェックリスト		○	Excel	指定
	様式第1	交付申請書（かがみ）		○	Excel	指定
	様式第1	交付申請書（2枚目）		○	Excel	指定
	別紙1	補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額		○	Excel	指定
	別紙2	役員名簿		○	Excel	指定
	別紙3	実施体制図		○	Excel	指定
	1-1	実施計画書	申請概要書	○	Excel	指定
	1-2		申請者情報	○	Excel	指定
	1-3		導入設備情報	○	Excel	指定
	1-4		事業実施に係る事項	○	Excel	指定
	1-5		契約に係る実施体制	△	Excel	指定
	1-6		経費情報	○	Excel	指定
	1-7		資金調達計画	○	Excel	指定
	1-8		事業スケジュール	○	Excel	指定
	2-1	参考見積書		○	－	指定/自由
	2-2	仕様書等詳細資料		○	－	自由
	2-3	機器配置図		○	－	自由
	2-4	単線結線図		○	－	自由
	2-5	一般送配電事業者との系統連系申し込み状況を証明する書類		○	－	自由
	2-6	工事に係る工程表（裏付けとなる証憑添付）		○	－	自由

2. 交付申請

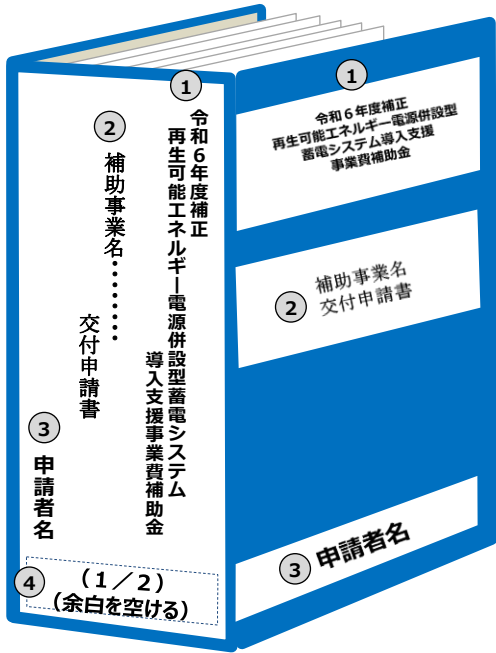
2-3. 提出書類一覧（2）

○：必須、△：該当時のみ提出

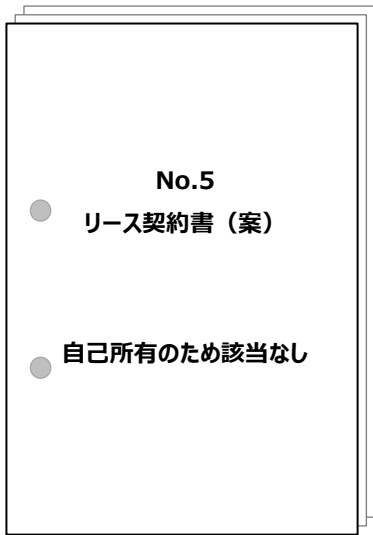
書類 区分	文書番号	書類名称	提出可否	ファイル 形式	指定様式/自由様式	備考
添 付 資 料	添付1	会社・団体概要及び登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し	○	－	指定/自由	会社・団体の概要が判る資料（会社紹介のパンフレット等）及び登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写しを提出すること。交付申請日から3か月以内に発行のものであること。
	添付2	財務諸表（貸借対照表 及び 損益計算書）の写し	○	－	自由	直近1年分の単独決算の貸借対照表を提出すること。 ※開業1年未満の場合は資本や資産等の状況が分かる書類を提出。
	添付3	設置場所（建物又は土地）の登記簿謄本（全部事項証明書）の写し	△	－	自由	（発電所新規建設の場合のみ）設備の設置予定場所における不動産登記簿謄本（全部事項証明書）の写しを提出すること。交付申請日から3か月以内に発行のものであること。
	添付4	省エネ法における特定事業者の定期報告の開示制度への参加に同意していることの証明書類	△	－	自由	省エネ法上で定期報告書の提出義務がある特定事業者等は、提出すること。
	添付5	リース契約書（案）	△	－	自由	リース等を利用する場合のみ提出すること。
	添付6	リース計算書	△	Excel	指定/自由	リース等を利用する場合のみ提出すること。
	添付7	FIP認定通知書	△	－	自由	（Ⅰ）FIP認定型で申請する場合のみ提出すること。
	添付8	設備の供給事業者に関する廃棄物処理法上の広域認定の取得に関する書類	○	－	自由	採用予定のセル・モジュール・電池システム・蓄電システムのいずれかについて、供給事業者のいずれかが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、廃棄物処理法という。）での広域認定を取得していることが判る証憑を提出すること。
	添付9	類焼試験に適合していることの第三者機関による証明書及び証明書に関わる資料	○	－	自由	－
	添付10	主たる出資者等による補助事業の履行に係る確約書	△	Excel	指定	特別目的会社（SPC）が申請する場合のみ提出すること。
	添付11	予定している補助対象設備のメーカーによる事故の原因と対策を示した資料 ※過去に「発煙・発火」に類する事故を起こした蓄電池モジュールを組み込んだ蓄電システムの導入を予定している場合	△	－	自由	過去に「発煙・発火」に類する事故を起こしたメーカーの蓄電池モジュールを組み込んだ蓄電システムを導入した場合のみ提出すること。
	添付12	賃金引上げ計画の表明書	△	Excel	指定	賃上げを表明している場合のみ提出すること。
	添付13	再エネ電源長期安定電源化に向けた事業計画	△	－	自由	自社ホームページ等で公表している資料を提出すること。

2. 交付申請

◇ ファイリングの参考例



(該当なし書類の記入例)



【ファイルの作成方法】

指定ファイル：A4判サイズ・2穴パイプ式・ハードタイプ

※ 中身の書類に応じた厚さであること。

※ 背表紙があるファイルであること。

※ リング式ファイル・紙製の薄いファイルは使用不可。

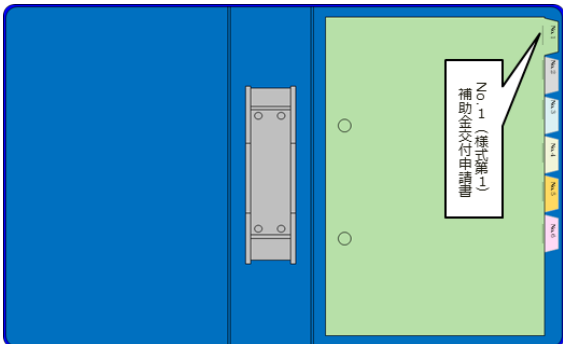
- 申請書類はA4判のファイル（2穴パイプ式・ハードタイプ）で綴じ、表紙及び背表紙には以下の項目を記入すること。
 - 補助金名（事業年度も必要）
 - 書類名（補助事業名＋「交付申請書」）
 - 申請者名
 - ファイルが2冊以上になる場合は1／2、2／2と記載すること。背表紙の下部には縦5cm程度の余白を設けること。
- ファイルは2冊作成し、1冊をSIIへ提出すること。
 - ※ 1冊は申請者が保管し、保管書類をもってSIIからの問い合わせ等に対応できるようにすること。

【ファイリングの方法】

- 原本の提出が必要な書類以外はコピーを提出すること。
 - ※ 書類の原本は申請者が保管すること。
- SII指定書式は、すべてA 4 判又はA 3 判の片面で出力すること。また、図面（機器配置図や単線結線図等）及びPowerPoint書式は、必ず**カラー**で出力すること。
 - ※ その他の書類は任意。
- すべての書類は穴を開け、直接ファイリングすること。
 - ※ 書類の左に十分な余白をとり、記載部分に穴がかからないようにすること。袋とは不可。
 - ※ クリアフォルダやポケットに入れないこと。
 - ※ ホチキス留めやクリップを使用しないこと。
- 提出の必要がない書類の場合も必ず「書類名＋非該当理由」を記入しファイリングすること。
 - ※ 「該当なし」書類にも必ずインデックスをつけること。

【インデックスの作成方法】

- 各書類の最初に仕切り紙を入れ、インデックスをつけること。インデックスには「書類No.」と「書類名称」を記入すること。
 - ※ 書類自体にはインデックスを直接つけないこと。
 - ※ インデックスはのりやホチキスではなくテープ等で剥がれないように貼ること。
- インデックスのラベル文字は、手書きを避け、シールや印刷等で出力すること。



2. 交付申請

2-4. 提出先と締切日

- jGrantsから申請し、申請書類を印刷した後、ファイリングした申請書類一式を以下締切日時までに提出（必着）すること。
- ・ 1次締切：2025年5月30日（金）12時
 - ・ 2次締切：2025年7月18日（金）12時
- ※ SIIは、提出書類に記載された情報については、審査、管理、確定、精算、政策効果検証といった一連の業務遂行のためにのみ利用し、申請者の秘密は保持する。
- ※ jGrantsでの必要事項の入力完了だけでは申請と認められない。必ず提出書類一式を郵送すること。
- ※ 申請書類は、配送状況が確認できる手段(簡易書留等)で郵送すること（直接の持ち込みは不可）。申請書類の到着状況についての個別の問い合わせは受け付けできないので注意すること。
- ※ 郵送宛先には略称「SII」は使用しないこと。
- ※ 申請書類は返却しないため、必ず提出書類全ての写しを控えておくこと。
- ※ 申請書類に不備・不足がある場合は、原則申請を受理しないので注意すること。なお、交付申請書（控え）、契約書原本が含まれ、返送を希望する場合の送料については、申請者の負担で返送する。

「書類提出先」

〒104-0061
東京都中央区銀座2-16-7 銀座2丁目松竹ビル5階
一般社団法人環境共創イニシアチブ 事業第3部
**「令和6年度補正 再生可能エネルギー電源併設型
蓄電システム導入支援事業費補助金」**
交付申請書在中

- ※ 上記をカラーコピーし、宛先として使用しても可。
- ※ 郵送時は、必ず赤字で「事業名 交付申請書在中」と記入のこと。

「お問い合わせ先」 一般社団法人環境共創イニシアチブ
「令和6年度補正 再生可能エネルギー電源併設型蓄電システム導入支援事業費補助金」
の申請に関するお問い合わせ窓口
TEL : 03-3544-6125
MAIL : s_ess_shinsa@sii.or.jp
＜受付時間：10:00～12:00、13:00～17:00（土曜、日曜、祝日を除く）＞

2. 交付申請

2-5. 交付決定前の変更等

申請を行った後、交付決定を受ける前に、申請者の代表者や住所の変更が生じた場合は、交付決定を受ける前にあらかじめSIIに問い合わせて指示を受けること。

2-6. 審査

SIIは、補助事業の内容等について以下の項目に従って審査（必要に応じて申請者へヒアリング）を行ったうえで、総合的な評価を行い、採択事業者を決定する。

① 審査項目

以下の全ての要件を満たしていること。ひとつでも要件を満たさない場合は不採択とする。

- 補助事業者及び補助事業の内容が「再エネ併設型蓄電池事業 要件審査項目表」に記載する要件を満たしていること。
- 補助事業の全体計画が適切であり、事業遂行の確実性、事業の継続性が十分であると見込まれること。
- 補助事業に要する経費が適正であること。

再エネ併設型蓄電池事業 要件審査項目表

審査項目	小項目	評価基準
1. 補助事業	(1) 補助事業の要件	公募要領等の要件に該当する事業内容であること。
2. 補助事業者	(2) 補助事業者の要件	公募要領等の要件に該当する申請者であること。
3. 補助対象設備	(3) 補助対象設備の要件	補助対象設備が公募要領等の要件を満たしていること。
4. 補助対象経費	(4) 価格の妥当性	補助対象経費の価格が妥当であること。
	(5) 資金計画	補助対象経費について、資金調達計画に無理がないこと。
5. 補助事業計画	(6) 公衆安全の確保	消防法等の適用各種法令等に準拠した計画・設備導入や、保安体制・事故検知設備の設置に加え、事故発生時の対応・体制の構築がされること。
	(7) セキュリティ対策	各種ガイドライン等に基づいた適切かつ十分なセキュリティ対策等が取られる見込みであること。
	(8) 事業実施の前提となる事項及び実施上問題となる事項	系統連系協議の見通し等、事業実施の前提となる事項、及び地元調整や許認可等について対策が取られる見込みであること。
	(9) 設備の保守管理計画	定期的に適切な保守管理を行うとともに、異常発生時にも迅速に対応・復旧できる体制が確保できる見込みであること。
	(10) 事業実施体制	各担当の役割が明確かつ適切であること。
	(11) スケジュール	事業スケジュールは物理的に無理がなく、補助事業期間内に終了する見込みであること。
	(12) ビジネスモデル	ビジネスモデルに実効性及び収益性があること。

2. 交付申請

② 評価項目（採点項目）

① 審査項目を全て満たす申請に対して、以下の項目（a）～（f）毎に加点を行う。

1. 蓄電池・発電設備関係

a. 故障や自然災害など有事の際のレジリエンス確保の観点から、以下の（ア）、（イ）を満たす蓄電池供給事業者が供給する蓄電池を利用するものであること。

（ア）蓄電システムの早期復旧や原因説明が可能な体制が整えられているか。

（イ）蓄電システムに異常が見つかった場合に備えて、代替する電池システムの主要部品（電池セル等）を迅速に供給できる拠点が整えられているか。

2. その他

b. 2024年4月以降に開始する、補助対象事業の実施期間を含む補助対象事業者の事業年度において、対前年度比で大企業にあっては「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を3%以上、中小企業等にあっては「給与総額」を1.5%以上増加させる旨を従業員に表明している者。

※ 中小企業等とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

※ 賃金引上げ計画の表明を行い、加点を希望する者は、申請に際して添付12「賃金引上げ計画の表明書」を提出すること。また、賃金引上げが実施されたかを確認するため、本項目に基づく加点を希望するものとして申請があった場合、表明書で示した賃金引上げの実施状況を確認するため、賃金引上げを表明した事業年度とその前事業年度の法人事業概況説明書を補助事業終了後、事業年度終了後2ヶ月以内にSIIに提出すること。なお、表明した賃金引上げが行われていないことが判明した場合は、補助金の交付決定の取消及び返還を求める。

c. 補助対象事業者が、「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」において定められた「パートナーシップ構築宣言」を宣言している場合。

※ 加点を希望する者は、[No.1-4 事業実施に係る事項]において、パートナーシップ構築宣言を行っている旨をチェックすること。なお、審査時点において、下記のwebサイトの登録企業リストに掲載されていない場合は加点しない。<https://www.biz-partnership.jp/index.html>

d. 導入モデル事業としての新規性。

e. 蓄電池システムの供給事業者（セル、モジュール、電池システムのいずれかを製造する者）が特定事業者等で、省エネ法に基づく定期報告情報を開示する制度（令和7年度）に参加宣言している場合。又は非特定事業者で、それと同等の開示を行っている場合。

※ 非特定事業者については、国内での事業活動について、省エネ法の定期報告の開示制度における開示項目のうち以下の情報をホームページ等にて開示していることを同等の開示とみなす。

・ 事業者の情報、エネルギー総使用量(GJ、kl)、非化石エネルギーの転換目標（2030年度）及び実績

f. 再生可能エネルギーの出力制御が中長期で比較的多く発生すると見込まれる北海道、東北、中国、四国、九州の供給区域で補助対象設備が導入される場合。

2. 交付申請

2－7. 交付決定

SIIは、交付規程に従って採択された補助事業者に交付決定を通知する（SII及び国からの連絡は、全て実施計画書記載の「担当者連絡先 1」に行く）。交付決定通知に記載の金額は、補助事業者に対して実際に交付する補助金の額ではない。補助事業完了後、補助事業者から実績報告書の提出を受けた後にSIIが実施する「確定検査」において補助金額を確定する。

2－8. 採択結果の公表

SIIは、補助金の交付決定後に、採択件数及び採択された事業に関する情報（交付決定日、補助事業者名、交付決定金額等）をSIIホームページで公表する。

なお、交付決定等に関する情報は、gBiz INFOにおいてオープンデータとして原則公表される。

※ 公開項目はjGrants>[オープンデータ化](#)をご参照ください

※ 「gBiz INFO」Webサイト：<https://info.gbiz.go.jp/>

2－9. 採択事業者への連絡について

SIIは、交付決定日以降の事業実施方法等について、補助事業者向けの補助事業実施の手引きをそれぞれSIIのホームページに公開する。

3. 事業の実施

3. 事業の実施

3-1. 補助事業の開始について

- 補助事業者は、SIIから交付決定通知に記載された交付決定日以降に発注・契約を行うこと。
※ 原則、中間検査の実施後に発注・契約を行うこと。
※ 以下の【3者見積取得に当たっての留意事項】を遵守すること。
- 補助対象外部分の工事等に関する発注・契約が発生し、一括で契約する場合においても、それぞれの実施内容及び金額等が明確に確認できるようにすること（補助対象経費に関する発注・契約及び支払い等が明確に判別できない場合、補助金が支払われないことがある）。

【3者見積取得に当たっての留意事項】

- 補助対象経費と補助対象外経費が明確に判別できる見積明細を取得すること。
- 導入設備は、特定メーカー又は機種を指定しての見積依頼・競争入札等を行わないこと（仕様指定により結果的にメーカーや機種が限定されてしまう場合を含む。）。
- 見積条件を統一していない等、適正な価格競争が実施されていないと判断した場合、見積書の再提出を求めることがある。
- 原則、3者以上の見積または競争入札により契約先を決定すること。
※ 3者見積または競争入札は、交付決定日以前の実施も可とする。
- 見積または競争入札による価格競争等を実施した結果による補助対象経費の最低価格を上限とする。
- 交付決定を受けた事業に係る発注は、競争見積を行った3者であれば、いずれの見積先でも可とする。
※ 交付決定時の見積先から発注先の変更等により、導入設備が交付決定時から変更となる場合は、事前にSIIまで連絡すること。

3-2. 補助事業の計画変更等について

- 補助事業者は、交付申請時の事業内容の変更、補助事業に要する経費の配分額の変更又は補助事業の中止・廃止等を行うときは、SIIが軽微と判断するものを除いて、原則、所定の様式を用いて申請し、事前に承認を受けること（SIIの承認を受けずに変更、中止、廃止等を行った場合は、補助金が支払われないことがある）。
- なお、補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとする場合で、各配分額のいずれか低い額の10%以内で変更する場合は、SIIの承認を受ける必要はない。
※ 何らかの理由により補助対象経費が増額となる事態が発生しても、交付決定金額の増額は原則認めない。

3-3. 中間検査

SIIは、補助事業期間中に中間検査（現地調査を含む）を行う。補助事業者はSIIの指示に従い、対応すること。

3. 事業の実施

3-4. 補助事業の完了について

- 補助事業は、①補助対象設備の設置工事完了、②補助対象設備の試運転の完了（検収完了）、③補助対象経費の全額支出完了をもって事業の完了とする。詳細については、P.22「1-10. 補助事業期間」を参照のこと。
- また、補助事業者から工事請負業者等への代金支払方法は、原則、検収翌月までに金融機関を通じた支払いで行うこと。クレジット契約、クレジットカード払い、割賦契約、現金の手渡し、電子決済、ポイント等での支払、手形、相殺等による支払は認めない。また、ATMの振込明細は証憑として認められないので注意をすること。
- なお、事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかにSIIに連絡すること。

3-5. 実績報告及び補助金の額の確定について

- 補助事業者は、補助事業完了後（補助事業計画変更における廃止の場合は、その承認後）、実績報告書をSIIに提出すること（提出期限：補助事業完了日（廃止の場合は、その承認日）から30日以内または2026年2月18日のいずれか早い日付の12:00 必着）。
- SIIは、補助事業者から実績報告書の提出を受けた後、書類の審査及び必要に応じて現地調査（確定検査）を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。
- なお、確定検査を行うにあたり、補助事業者が用意する書類は交付決定後に別途伝えるものとする。
- また、自社からの調達がある場合は、利益相当分を排除すること（詳細はP.28【補足4 利益等排除について】を参照。）。

3-6. 精算払請求書及び補助金の支払い

- 補助事業者は、SIIから確定通知書を受理した後、速やかに精算払請求書をSIIに提出する。
- SIIは、補助事業者から精算払請求書を受理した後、補助事業者に補助金を交付する。

3-7. 取得財産等の管理等について

- 補助事業者は、補助事業の実施により取得した財産等（取得財産等）について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、特に保守については、その実施内容、体制等を充分整備し、故障等による設備利用率の低下を最小限にする等、補助金の交付の目的に従って効率的、効果的運用を図ること。
- 取得財産等の管理にあたっては、取得財産等管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、処分制限期間内に取得財産等を処分（補助金の交付の目的（補助金交付申請書に記載された補助事業の目的）に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとする時は、あらかじめSIIの承認を受けること。その場合、補助金の返還が発生する場合がある。
 - ※ 処分制限期間とは、導入した機器等の耐用年数期間をいう。
 - ※ 耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）」に準ずる。
 - ※ 購入して取得した財産を、リース資産としての計上に切り替える場合も、譲渡に該当する。

3. 事業の実施

3 – 8. 補助対象設備の活用及び報告について

- ・ 補助事業者（補助対象設備の使用が異なる場合は当該使用者）は、補助事業により設置した補助対象設備に関して、補助金の交付の目的（補助金交付申請書に記載された補助事業の目的）に基づき各種市場等を通じて調整力等の供出等、効率的、効果的に活用しなければならない。
- ・ 補助事業者（補助対象設備の使用が異なる場合は当該使用者）は、補助事業の実施中及び終了後、発電事業の状況や補助事業の成果を分析するためのデータ収集やアンケート協力等について、国又はSIIが提供を求めた場合は、協力しなければならない。なお、それらの分析結果については、補助事業者へ不利益が生じないように個別確認を行った上で、SIIのホームページ等で公表することがある。

3 – 9. 交付決定の取り消し、罰則等

補助事業者による事業内容の虚偽申請、補助金等の重複受給、その他補助金適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、交付規程及び交付決定の際に付した条件等に違反する行為がなされた場合は、以下の措置が講じられる場合があることに留意すること。

- ・ 交付決定の取消し、補助金の返還及び加算金や延滞金の納付。
- ・ 補助金適正化法第29条から第33条までの規定による罰則。
- ・ SIIから新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執ること。
- ・ 補助事業者等の名称及び不正内容の公表。

3 – 10. 暴力団排除について

- (1) 暴力団排除に関する以下①～④に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象とはならない。
- (2) 補助事業者は、補助金の交付の申請をするにあたって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、以下①～④のいずれにも該当しないことを補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもって誓約したものとする。
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、補助事業者が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し受けない。

- ① 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

- (3) 遵守事項に違反した場合は交付決定の取消しなどの措置が執られることになる。
- (4) 補助事業者の役員等の名簿について交付申請書の添付書類として提出すること。

4. 個人情報の取扱いについて

4. 個人情報の取扱いについて

【個人情報の取扱いについて】

(1) 個人情報の取得について
SIIは本事業の実施のため、以下「(2)」に記載する情報を取得します。これらの取得した情報を、「(3)」に記載する利用目的で利用し、「(5)」に記載する範囲・目的で提供することに、申請者は同意するものとします。

- SIIの個人情報保護方針は以下をご確認ください。
<https://sii.or.jp/privacy/>

(2) 取得する情報
SIIは以下を含む情報を取得します。
① 氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、口座情報等の補助事業者情報
② 補助対象設備の活用状況に関する運用データ等
③ その他、本事業に必要な情報
なお、申請者等が、SIIに提供する上記の情報に、申請者等が自ら取得した個人情報が含まれる場合、SIIへの提供及びSIIから国等への提供に対して適切な同意を取得するものとします。

(3) 利用目的
SIIは「(2)」で取得した情報を以下の目的で利用します。
① 本事業の審査、管理、事業進捗状況の把握等
② 補助対象設備の活用状況・導入効果の把握等
③ SIIの各種情報案内、アンケート・調査等の実施
④ その他、本事業の運営に必要な業務

(4) 第三者への提供について
SIIは「(2)」で取得した情報を、以下の場合及び「(5)」へ記載する提供先を除き、第三者への提供を行いません。提供が必要となる場合は、事前に提供先と提供目的、提供する項目などを明示し、ご本人に同意いただいたものに限りです。
① 法令により提供を求められた場合
② 人の生命・身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
③ 国の機関又は地方公共団体又はその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(5) 本事業における提供先及び提供情報について
本事業では、以下の表に示す提供先、利用目的で取得情報を匿名加工は行わずに※1提供します。各提供先に本事業で取得した情報を提供する場合は、提供元と提供先で利用目的等を明示した適切な契約締結を行うか、利用規約等の明示を行います。

提供先※2	利用目的	提供情報	提供方法	備考
国	・ 本事業の申請状況・効果分析 ・ その他、再エネ導入拡大に資する調査・研究、各種制度設計の検討等	(2) ①,②,③	メール、Webストレージ等	
一般	・ 交付決定事業者名（法人のみ）、交付決定金額の確認	事業者名(法人のみ)、 交付決定金額 等	SII ホームページへの掲載	

※1 氏名、電話番号等の直接的な個人情報を含まない場合でも、1:1で紐づく情報は個人情報として扱う

※2 「(8)」に示す外部委託先は提供先として扱わない

4. 個人情報の取扱いについて

(6) 匿名加工情報の提供について

本事業では、SIIのホームページ等で補助対象設備の活用状況・導入効果等の公開を目的として、「(2)」で取得した情報を、個人が特定できないよう匿名加工を行ったうえで、外部へ提供する場合があります。提供時には、利用目的を明示し、個人を特定するような行為を行わないことに対して同意を取得します。

SIIの匿名加工情報に関するポリシーに関しては、以下をご確認ください。

https://sii.or.jp/anonymous_processing/index.html

(7) 個人情報提供の任意性

個人情報が提供されない場合、利用目的を遂行できないことがあります。

(8) 外部委託

SIIは「(2)」で取得した情報を、個人情報に関する機密保持契約を締結している業務委託会社等へ、利用目的の達成に必要な範囲で委託することがあります。委託会社等に対しては、適切な管理及び保護を行います。

(9) 開示請求等について

SIIは、保有している個人データ、個人情報の利用目的の通知、個人情報の開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止等に誠実に対応いたします。手続きは下記の相談窓口までご連絡ください。ご請求内容を確認のうえ、対応いたします。

<相談窓口>

- SII

個人情報取扱管理担当

p-support@sii.or.jp

————— 公募に関するお問い合わせ、申請方法等の相談・連絡 —————

一般社団法人 環境共創イニシアチブ 事業第3部
再生可能エネルギー電源併設型蓄電システム導入支援事業

TEL : 03-3544-6125

MAIL : s_ess_shinsa@sii.or.jp

<https://sii.or.jp/saieneheisetsu06r/>

受付時間は平日の10:00～12:00、13:00～17:00です。

通話料がかかりますのでご注意ください。